

船川港港湾機能継続計画
【感染症編】

令和5年3月

改訂履歴

改訂年月	改訂ページ	改訂内容
R5.3		策定

目次

1. 基本方針	1
2. 本BCPで対象とする感染症	1
3. 港湾機能の目標	2
4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階	3
5. 各流行段階において想定されるリスク	
【貨物船編】	4
6. 実施体制	5
7. 感染症への対応	
【貨物船編】	
(1) 感染予防対策	6
(2) 感染者等が発生した場合の対応	7
8. マネジメント	7

1. 基本方針

新型コロナウイルス（COVID-19）（以下、「新型コロナウイルス」と言う）のパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため臨船検疫など感染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

我が国は、特に、資源・エネルギー・穀物においてはほぼ100%を海外からの輸入に依存し、またその貿易量の99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っている。

ウィズコロナの時代において、感染拡大防止と経済活動の両立が求められる中、港湾においても、感染またはその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染症が拡大しても、当該港湾の機能を維持していくためにも働く人々の感染防止策等の対応の在り方を予め明らかにして危機管理対策、体制の強化を目的とした具体的な活動計画として、港湾BCP（感染症編）（以下「感染症BCP」）を位置づけるものとする。

2. 本BCPで対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは新型コロナウイルス感染症を念頭に本BCPを策定することとする。

なお、本BCPは、飛沫感染や接触経路とするその他の感染症にも準用する。

4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階

感染症については、今般の新型コロナウイルスでも見られるように、長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定）を想定し、対策に備えることとする。

①未発生期

新型感染症発生に備え、体制を整備する時期。防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。

②海外発生期

海外にて感染症が発生した事がニュース等マスコミで取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。感染症発症による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価しておく必要がある。

③国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る必要がある。また、港湾関係者において感染症が発生することも想定した対応が必要となる。

④国内感染期

国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う必要がある。

⑤小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。感染症拡大の教訓を踏まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する必要がある。

5. 各流行段階において想定されるリスク

【貨物船編¹】

- ① 未発生期
 - ・ 特記事項なし。

- ② 海外発生期
 - ・ 外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク
 - ・ 港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク〈※②～⑤に跨るリスク〉
 - ・ 外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※②～④に跨るリスク〉
 - ・ 検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※②～④に跨るリスク〉

- ③ 国内発生早期
 - ・ 港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク〈※③～④に跨るリスク〉
 - ・ 港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク〈※③～④に跨るリスク〉（特に緊急物資輸送時に留意）

- ④ 国内感染期
 - ・ 国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスクへの対応

- ⑤ 小康期
 - ・ 国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
 - ・ 外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク

¹ 貨物船とは、物流の観点から、国内外の貨物船（コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO 船等）、フェリー及び貨客船を対象とする。

6. 実施体制

「感染症BCP」の実施体制については、すでに策定済みの「船川港港湾機能継続協議会」（以下「港湾BCP協議会」とする）の体制とする。

感染症が発生した場合は、下記に連絡・相談、報告することとする。

(1) 連絡と相談

① 事業所・内航船舶の場合

・発熱等の感染が疑われる場合はかかりつけ医もしくは産業医に相談する。受診する医療機関がない場合には、下記総合案内窓口連絡する。

○秋田県 総合案内窓口

受付時間(24時間)：電話番号：018-866-7050

② 外航船舶の場合

・船舶代理店は入港予定の外航船舶において、発熱等の感染が疑われる場合、仙台検疫所秋田船川出張所に連絡し必要な書類を提出する。

・検疫所の判断で、無線検疫によることができない場合は、臨船検疫もしくは着岸検疫を実施。陽性者が確認された場合、仙台検疫所秋田船川出張所からの指示に従い隔離等の必要な措置をとる。基本的に仮検疫済証の交付を受けるまでは、乗下船及び荷役は不可。

・入国後（検疫済）船員等に感染が疑われる場合は、事前に決めてある医療機関を受診するよう指示する。

○厚生労働省 仙台検疫所 秋田船川出張所

受付時間：8時30分～17時15分（土日、祝日除く）

電話番号：018-846-8283

(2) 港湾BCP協議会（事務局）への報告

・感染が確認された場合は下記、港湾BCP協議会（事務局）へ報告する。

○国土交通省 東北地方整備局 秋田港湾事務所 海洋利用調整室

電話番号：018-847-2513

○秋田県 建設部 港湾空港課

電話番号：018-860-2543

・港湾BCP協議会（事務局）は感染症の発生期・感染期において、港湾BCP協議会構成員に対して、感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報を収集し情報共有を図り、港湾における感染予防として、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請する。

・感染症の発生について報告があった事業者等に対しては、必要に応じて、感染症の予防・防疫措置に入用な予防・防疫資器材の状況を把握し、東北地方整備局と連携し、他港も含めた相互融通のための調整を行う。

7. 感染症への対応

【貨物船編】

(1) 感染予防対策

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは8. マネジメントを参照すること。

② 海外発生期

港湾BCP協議会構成員は、感染症発症時の典型的な症状などの感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集に努める。

海外からの渡航者若しくは乗組員から又はそれら相互の接触によって、港湾関係者等に感染が発生する事態を想定し、当該事業者は、港湾における感染予防として、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請するとともに、感染若しくは感染が疑われる症状を有する者（感染者等）が判明した場合は、速やかに防疫関係機関に報告するとともに感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うこととする。

③ 国内発生早期

港湾BCP協議会構成員は、感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報の収集に努める。

当該事業者は、港湾における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、速やかに防疫関係機関に報告するとともに感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うこととする。

④ 国内感染期

港湾BCP協議会構成員は、感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報の収集に努める。

当該事業者は、港湾における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うこととする。

船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するとともに、職員に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑えるとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い業務の継続性を維持できるよう、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。

感染が発生した場合は、6. 実施体制に基づき、報告するものとする。

⑤ 小康期

感染またはその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することに

よるリスクを想定し、事業者等は引き続き、船社等に対し、港湾における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置等、継続して感染予防に係る実施を要請する。

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

当該事業者は乗組員や乗客に感染者等が発生した場合、防疫関係者等に連絡を行うとともに、防疫関係者等と対応を相談し、適宜他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

8. マネジメント

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し感染症BCPのマネジメントにおいては、感染症の発生・蔓延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCAサイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ関係者間で共有しておくものとする。

(1) 事前対策

港湾BCP協議会構成員は、感染症の発生情報を収集し、国内外における感染症発生の動向に常に注視する。海外感染期に入った時点で、本BCP 6. 実施体制を確認し、7. 感染症への対応に基づいて、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体の対処行動に備える。

(2) 教育・訓練

港湾BCP協議会構成員は、必要に応じて検疫所及び保健所が実施している感染症訓練に参加し、感染症リスクに対する港湾関係者の認識の涵養・維持と感染症BCPに基づく緊急時の対処の手順等の的確な継承に繋げる。

(3) BCPの見直し、改善

本BCPの実効性を向上させるため、PDCAサイクルの考え方に沿って、参加した訓練結果や港湾BCP協議会構成員のBCP等に基づき、適宜、本BCPの見直し・改善を行う。